

みんなの
しあわせの
ために



市民のみなさんへ

大野城市では、人権・同和問題の解決に向けて、毎年「人権・同和問題啓発冊子『みんなのしあわせのために』」を作成しています。

この冊子は、わたしたち一人ひとりが人権尊重の精神をはぐくみ、身のまわりで起きている様々な差別や人権課題に「気づき・考え・行動できる」ようになることをめざして作られています。

この冊子が、みなさんのご家庭や地域における人権教育・人権啓発の取り組みに役立ち、「豊かな人権文化にあふれたまち」をつくるきっかけとなることができれば幸いです。

また、大野城市では、令和2年度に「第3次大野城市人権教育・啓発基本指針及び実施計画」を策定しました。この計画で、大野城市をよりいっそう「人権侵害や差別・いじめのない、豊かな人権文化にあふれたまち」にしていくための取り組みを進めています。



もくじ

- P.3~4
正しく使おう！インターネット
～インターネットと人権問題～
- P.5~6
認知症とともに ～認知症に
なっても安心して暮らすために～
- P.7~8
みんなで考えよう
部落差別（同和問題）
- P.9~10
人権問題相談窓口

大野城市人権を尊ぶまちづくり条例 第1条

この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

大野城市では…

市民のみなさんに「人権」について理解していただくために、次のような取り組みを行っています。

場 所	内 容
市役所・市の施設	市民のみなさんに人権問題に関する情報を伝えるために、様々な啓発活動や情報提供の取り組みを行っています。 (例)街頭啓発、市ホームページへの情報掲載、視聴覚教材の貸出 など
地域	地域の中で人権問題について考えてもらうきっかけとなるよう、各地区のコミュニティセンターやオンライン動画配信で研修会や講座などを開催しています。 (例)コミュニティ別人権・同和問題研修会、人権をまなぶ講座 など
学校	身のまわりの人権問題や、人権の大切さについて、子どもたちが正しく理解できるような学習を進めています。 (例)「人権作文」、「人権ポスター」の制作 など
家庭	家族とともに人権問題について話し合ったり、人権の大切さについて考えてもらえたりするような啓発資料を配布しています。 (例)啓発冊子「みんなのしあわせのために」、広報「大野城」 など



■同和問題啓発強調月間 街頭啓発
(毎年7月/市内各地で実施)



■コミュニティ別人権・同和問題研修会
(毎年7月) 各コミュニティセンターで開催



■人権をまなぶ講座 (毎年12月~2月)
オンラインによる動画配信



■人権カレンダーを作ろう! & 人権パネル展
(毎年11月)「まどかフェスティバル」会場にて



■人権週間講演会 (毎年12月)
大野城まどかぴあで開催

【小学校】
人権教室・人権の花運動
(毎年1校ずつ)

【中学校】
デートDV防止研修
(全5校 2年生・教職員)

人権・同和問題啓発のための視聴覚教材の貸し出しを、団体向けに行っています。
大野城市視聴覚ライブラリー (大野城まどかぴあ総合案内 ☎586-4000)
ぜひご活用ください。

正しく使おう！インターネット～インターネットと人権問題～

インターネットは今や生活の一部となり、非常に便利なものですが、一方で危険なものでもあります。

使い方を誤ると、知らず知らずのうちに**人権侵害の被害者にも加害者にもなる可能性があります**。

人を**傷つけない**、人から**傷つけられない**ために、インターネットを使う上で、どのような問題があるか考えてみましょう。

問題点

令和4年度に実施された、内閣府【人権擁護に関する世論調査】によると、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことかとの問いに対し、

- 「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」(67.7%)
- 「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長したりするような情報が掲載されること」(42.8%)
- 「プライバシーに関する情報が掲載されること」(42.5%)
- 「SNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」(37.0%)
- 「元交際相手の性的な画像を、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板に公表するなどのリベンジポルノが存在すること」(31.5%)

などの回答が得られています。

いじめ

ささいなことで起こるネットいじめによって、あっという間にいじめが広がり、取り返しのつかないことになるかもしれません。



リベンジポルノ

別れた恋人や配偶者から、はずかしい写真をインターネット等に公開されるなどの嫌がらせによるトラブルが発生しています。



差別書き込み・ヘイトスピーチ

特定の人たちへの差別的な表現によって、自尊心を傷つけるだけでなく、その後の社会生活にも悪影響が生じてしまいます。



プライバシーの侵害

無断で他人の個人情報や写真をインターネットに公開することは、他人に迷惑をかけるばかりか、罪に問われる可能性もあります。



※差別書き込みによる人権侵害については8ページもご覧ください

自分を守る
ために

インターネットを利用する際は、日頃から、情報の収集や発信には責任をもち、怪しいサイトにはアクセスしないなど、自ら危険なサイトには近づかないよう、気をつけましょう。



利用するときのポイント

- ！安易に広告サイトなどにはアクセスしない
- ！個人・場所が特定されるような写真や、実名などの個人情報を載せない
- ！未成年の利用にはフィルタリング*などを活用する
- ！家族全員で家庭でのルールをしっかりと守る

※おもに未成年者の違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心して利用する手助けをするサービス。

相手を傷つけないために



インターネットの向こう側にも、あなたと同じ人間がいます。SNSやサイトへの何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しのつかない事態を引き起こすかも知れません。相手を尊重し、社会全体で、自分がされて嫌なことはしないようにしましょう。



困ったことが起きたら



ひとりで悩まず、相談しましょう！

◎未成年の人は、すぐに大人に相談しましょう

自分の悪口が書かれていたり、自分の写真が無断で掲載されたりしたら、まず、家族や信頼できる大人に相談してください。どうしたらよいか迷っている時は、法務局の電話相談も利用できます。

◎法務局の相談窓口を利用しましょう

書き込みの削除依頼や、書き込みをした人の情報開示請求などについて助言を受けることもできます。

◎犯罪に巻き込まれそうになったら、迷わず警察に相談しましょう

掲載内容を印刷したものが証拠となります。最寄りの交番や警察署に持参し、相談して下さい。

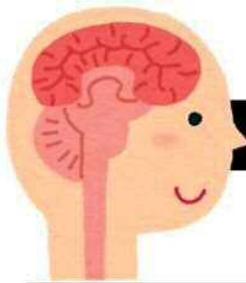
法務局 相談窓口

インターネット人権相談

検索

その他、インターネット上の人権侵害についての問合せ・相談先は9ページにあります

認知症とともに～認知症になっても安心して暮らすために～



認知症は、誰にでも起こりうる身近な病気です。

2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると予想されています。

認知症ってどういう病気？

認知症は、脳の病気です。脳の細胞が壊れてしまったり、働きが悪くなったりすることで、認知（記憶・判断する機能）が低下し、生活に支障が出てきます。

認知症の症状（例）

アルツハイマー型認知症

- ・物忘れ、時間、日にち、場所などがわからなくなる。
- ・初期には話を合わせたり、取り繕ったりできるので、病気だとわかりにくい。

脳血管性認知症

- ・脳の血管が詰まったり、破れたりすることが原因で、情報伝達がうまくいかなくなり、強い物忘れ、意欲の低下などが起こる。
- ・身体の麻痺を伴うことが多い。

レビー小体型認知症

- ・実際にはないものが見えたり（幻視）、聞こえたりする（幻聴）。
- ・手足が震える、よく転ぶ、身体や表情が硬くなるなどのパーキンソン症状が現れる。

道に迷った高齢者を見かけたら…



2021年の行方不明者（7万9218人）のうち、認知症またはその疑いのある人は、過去最多の1万7636人で、全体の22.3%を占めています。

道に迷った高齢者が死亡する原因として、交通事故、溺死（池や川に落ちる）、凍死などが挙げられます。例えば、高齢者が歩道でなく車道を歩いているなど危険な場面を見かけたら、安全確認のため、やさしく声をかけてみてください。

★差し迫った危険が予想される場合は110番通報してください。



【認知症による徘徊者の特徴】



- 季節や気候にそぐわない服装をしている
- 同じ場所を行ったり来たりしている
- 雨の日に傘をささずに歩いている
- 立ち入ることが危険な場所にいる など

高齢者 見守りメール を登録してみませんか

徘徊で行方不明になった高齢者等の早期発見・早期保護を図るため、市では福岡県のメール配信システム「防災メール・まもるくん」を活用しています。登録は無料です。認知症の方、そのご家族を、地域で見守りましょう。

防災メール・まもるくん

検索

早期発見のために ～認知症を正しく知ろう～

認知症の早期発見のために、正しい知識を持ち、地域で見守ることが大切です。

●認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成しています。講座を受講した人には、サポーターの証である「オレンジリング」を渡します。

市の地域支援推進員が講座を開催します。開催日や内容など詳しくは問い合わせして下さい。

〔問い合わせ先〕

すこやか長寿課地域包括支援センター

☎(501)2306 FAX(572)8432



現在の医療では、脳の細胞が壊れて直接起こる症状（物忘れ、理解・判断力低下など）を完全に治すことはできません。

しかし、症状が進行するのを遅らせたり、行動・心理症状（不安や焦り、幻覚、意欲の低下など）を和らげたりすることはできます。

**「認知症かもしれない」と思ったら、
専門機関等に相談しましょう！**

認知症の人を尊重し、寄り添うために

身近な人が認知症になると、はじめは誰もがショックを受け、戸惑います。

しかし、一番最初に認知症の疑いに気づき、不安を感じたり、不自由さに苦しんだりしているのは、認知症になった本人です。

また、認知症になっても、習慣、好み、価値観など、その人らしさや感情は残っています。

認知症の人の安全に配慮しつつも、周囲の人の支えによって、可能な範囲で認知症の人の意見やできることを尊重していくことが大切です。

高齢者を狙った詐欺が増えていて心配。
おじいちゃんのお金は私がしっかり守らないと。



がんばって貯めたお金だから、できるだけ自分の思いどおりに使いたい。



認知症の人の気持ちに寄り添った対応を

最近、おばあちゃんのもの忘れが激しい。
道に迷ったり、事故に遭ったりしないようずっと家にいてもらおう。



散歩して体を動かしたり、季節を楽しんだりしたい。
ご近所さんとおしゃべりしたい。



認知症の人の気持ちに寄り添い、安心感を与える対応をすることにより、認知症による問題行動や不安は改善する可能性があります。

介護者が気持ちに余裕を持ち、認知症の人の心理を自然に受け止めるために、専門機関等に相談して正しい対応方法を知り、必要に応じてサービスを利用することが大切です。

みんなで考えよう 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）とは

同和地区に居住している、または、同和地区出身という理由で、さまざまな差別を受けたり、基本的人権が侵害されたりしている社会問題です。

明治時代に被差別身分を廃止し、身分・職業を平民同様にするとした「解放令」が出されてから 150 年以上経過しましたが、今なお部落差別は続いています。

部落差別について、「そっとしておけば、差別は自然に消えて無くなる」という考え方が、いまだに多く残っています。

また、「同和地区出身の人に会ったことは一度もない」という人や、「私は部落差別をしたことはないから、部落差別について学ぶ必要はない」と思っている人もいます。

この考え方は、「自分は関係ない」という意識を生み、誤った思い込みや偏見を放置したり、差別を助長したりすることにもつながります。

差別をなくすために、部落差別とはどういう問題かを正しく知ることが大切です。

～ これって部落差別です ～

結婚に関する差別

同和地区出身の人との結婚は反対だ！



就職に関する差別（出身地調査）

うちでは同和地区出身の人は採用しないよ！



差別落書き・インターネットへの書き込み



福岡県部落差別解消推進条例について

福岡県では、現在もなお部落差別が存在することなどを踏まえ、平成 31 年に部落差別解消推進条例を制定しました。

条例では、県の責務や国・市町村との連携、相談体制の充実等について明記し、部落差別のない社会の実現をめざしています。

「自分とは関係ない」ではなく、「自分のこと」として考えてみませんか？

本人にまったく責任がない、出身地や家柄などによる差別は、大変理不尽で許されないことです。「自分には関係ない」「誰か他人のこと」と無関心、無理解でいると、無自覚な差別を行ったり、差別を助長したりすることにもつながります。

【結婚に関する差別】

- 同和地区出身の人との結婚を反対したり、結婚前に相手に無断で身元調査を行ったりするなどの事例が発生しています。
- 結婚は本人同士の意味と合意で成立するものです。

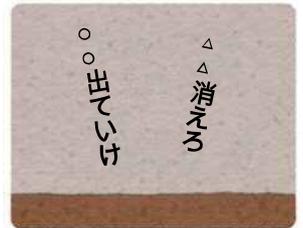


【就職に関する差別（出身地調査）】

- 採用選考にあたり、本人に責任のない「本籍や出身地・住所」、「家族関係や家族の職業」などを質問したり、本人に無断で（身元）調査をしたりすることは、就職差別につながります。
- 採用選考は、出身地や家族の状況ではなく、本人の仕事への適正や能力で決められるべきです。

【差別落書き・インターネットへの書き込み】

- パソコンやスマートフォンなどを使ったインターネット上への「差別書き込み」が深刻な問題となっています。
- インターネットの匿名性を悪用し、部落差別を助長する目的で具体的な地名や団体名、人名などを掲載、誹謗するようなことは、決して許されません。
- 近年でも、公共施設の壁面に同和地区を差別・誹謗中傷する内容の落書きがされるなど、人々の心を深く傷つける事件が発生しています。



【同和問題への無理解や忌避意識など】

「私は部落差別なんかしたことはない」、「差別されている人に会ったこともない」という人や、「同和問題は自分には関係ない」という人は多いかもしれせん。

しかし、被差別当事者の多くは、差別されることを恐れ、身近な人々にも出身地を明らかにできずに苦しんでいます。出身地を明らかにできない社会環境が今も残っているからです。

同和問題をよく学び、理解することで、「同和地区へのかかわりを避けようとする意識（忌避意識）」や「部落差別は、そっとしておけばそのうち無くなる」といった、誤った認識を解消し、誰もが安心して暮らせる社会を築いていきましょう。



もっと知りたいあなたへ

市では、部落差別をはじめとする様々な人権問題に関する研修会や講座を、各地区のコミュニティセンターなどで開催しています。また、その模様の一部はインターネット上で動画配信しています。広報「大野城」、市ホームページなどに開催情報を掲載しますので、ぜひご参加・ご視聴ください。





人権問題相談窓口



同和問題、インターネット上の人権侵害、ハラスメントなど人権問題全般に関する相談	電話番号	受付時間
みんなの人権110番(法務省)	0570-003-110	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
福岡法務局筑紫支局	922-2881	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
大野城市役所 人権男女共同参画課	580-1840	月～金 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
福岡労働局 雇用環境・均等部指導課 (働く女性・仕事と家庭の両立等に関すること)	411-4894	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

DV相談・その他男女共同参画に関する相談	電話番号	受付時間
配偶者暴力相談支援センター(福岡県)	584-0052	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
配偶者からの暴力相談電話(福岡県) (夜間・休日相談電話)	663-8724	月～金 17:00～24:00 土日祝 9:00～24:00(年末年始を除く)
あすばる相談ホットライン(福岡県)	584-1266	毎日(盆・年末年始を除く)9:00～17:00 ※金(祝日を除く)は 18:00～20:30 も受付
春日警察署 生活安全課	580-0110	毎日 24 時間(緊急の場合は110番へ)
DV相談ナビダイヤル(内閣府)(最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります)	#8008	毎日 24 時間
DV相談+ (プラス)(内閣府) (電話・メール・SNS相談) ※メール・SNS相談はQRコードから	 0120-279-889	電話相談 24 時間/メール相談(24 時間)/ SNS相談(12:00～22:00)
女性の人権ホットライン(法務省)	0570-070-810	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
大野城まどかびあ男女平等推進センター (アスカール)総合相談	586-4035	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始・まどかびあ休館日を除く)
大野城市役所 人権男女共同参画課	580-1840	月～金 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
アジア女性センター(ちくし女性ホットライン)	513-7335	月・水・木・金 12:00～19:00 土 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
アジア女性センター(多言語ホットライン)	513-7333	月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
男性 DV 被害者のための相談ホットライン (福岡県)	571-1462	水・木 17:00～20:00 金 12:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
あすばる男性のための電話相談(福岡県)	584-4977	第1・3土 14:00～16:00 第2・4金 18:00～20:30(祝日を除く) ※盆・年末年始を除く
LGBTの方のDV被害者相談ホットライン (福岡県)	080-2701-5461	第2火 12:00～16:00 第4火 17:00～20:00(祝日・年末年始を除く)
よりそいホットライン (社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	毎日 24 時間

外国人のための相談	電話番号	受付時間
大野城市役所 コミュニティ文化課	580-1876	月～金 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
福岡法務局人権擁護部(日本語)	739-4151	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
法務省 外国人権相談ダイヤル(多言語)	0570-090-911	平日 9:00～17:00(年末年始を除く)
アジア女性センター(多言語ホットライン)	513-7333	月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
よりそいホットライン(多言語) (社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	毎日 10:00～22:00

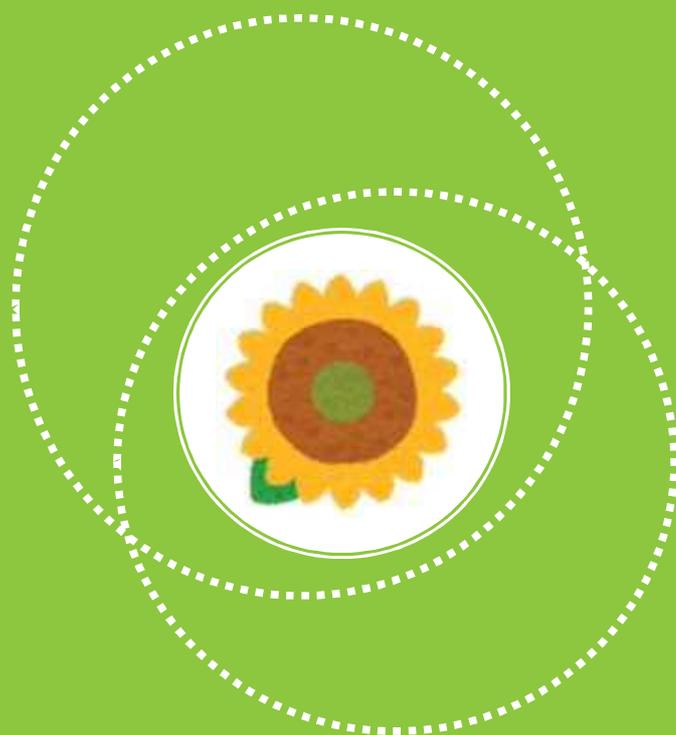
子どもに関する相談	電話番号	受付時間
大野城市子育て世代包括支援センター (妊娠・出産・就学前の子育てに関すること)	580-1978	月～金 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
大野城市子ども相談センター (友人関係・心身の発達・児童虐待など)	585-2460	月～金 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
大野城市子ども療育支援センター「いちご学級」(発達相談)※すこやか交流プラザ内	582-2760	火～土 9:30～17:30(祝日・盆・年末年始を除く)
大野城市教育サポートセンター (いじめ・不登校など)	580-1877	月～金 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
子どもの人権110番(法務省)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
児童相談所全国共通ダイヤル (最寄りの児童相談所につながります)	189	毎日 24 時間
福岡県発達障がい者(児)支援センターLife(ライフ)	558-1741	月～金 9:00～17:00(祝日・盆・年末年始を除く)

障がいのある人に関する相談	電話番号	受付時間
大野城市役所 福祉サービス課	580-1852	月～金 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
福岡県発達障がい者(児)支援センターLife(ライフ)	558-1741	月～金 9:00～17:00(祝日・盆・年末年始を除く)
ふくし何でも相談(大野城市社会福祉協議会)	501-3311	月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
つくしびあ(筑紫地区地域活動支援センター)	592-6800	月～土 9:00～18:30(祝日・年末年始を除く)

性的少数者(性的マイノリティ/LGBT)に関する相談	電話番号	受付時間
LGBT の方のDV被害者相談ホットライン (福岡県)	080-2701-5461	第2火 12:00～16:00 第4火 17:00～20:00(祝日・年末年始を除く)
よりそいホットライン (社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	毎日 24 時間
LGBT 無料電話法律相談 (福岡県弁護士会)	070-7655-1698	毎月第2木・第4土 12:00～16:00

犯罪被害にあわれた方の相談	電話番号	受付時間
心のリリーフ・ライン(福岡県警察)	632-7830	月～金 9:00～17:45(祝日・年末年始を除く)
性犯罪被害相談電話(福岡県警察)	#8103	毎日 24 時間
性暴力被害者支援センター・ふくおか (福岡犯罪被害者支援センター)	409-8100	
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ 支援センター(内閣府)	#8891	

高齢者に関する相談	電話番号	受付時間
基幹型地域包括支援センター (大野城市役所すこやか長寿課)	501-2306	月～金 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
南地区地域包括支援センター	589-2632	月～土 8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)
中央地区地域包括支援センター	595-6802	
東地区地域包括支援センター	504-5858	
北地区地域包括支援センター	501-3838	



みんなのしあわせのために

令和5年（2023年）2月

編集／大野城市人権・同和問題啓発冊子編集委員会

発行／大野城市・大野城市教育委員会

事務局／大野城市人権男女共同参画課